

令和 6 年度

論文式試験模範答案例

—民法—

■民法

1. 全体像

事案はそれほど複雑ではなく、使う制度も見つけやすい問題ではあるが、〔設問1〕では、書き方として答案構成がしづらく、〔設問2〕では、当てはめが難解な問題であるという印象である。民法の基本知識はもちろん、緊張感のある中での制限時間内における事案処理能力や妥当な結論を導く当てはめ能力の是非に重点が置かれた問題である。

2. 〔設問1〕について

Cの主張の当否を先に検討させている点、その主張のうち(i) Dから甲を借りているため、が先に置かれている点で答案構成の工夫が必要である。模範答案では、問われた通りに順を追って検討し、最後に、Aの回復請求により全てを覆す形を採ったが、いずれにせよ、Dは、指図による占有移転により甲の引渡しを受けていること、それでも甲を即時取得できる可能性があること、Aによる回復請求が認められ、この結果として、甲の所有権はAにあることを処理できれば合格点はつくものと考ええる。

3. 〔設問2〕について

Eは、甲の返還を受けたAに対して、再塗装代金相当額の支払いを請求しているため、これは不当利得返還請求が根拠であることは明らかである。したがって、不当利得の要件を充たすかどうかを一つ一つ検討していくこととなる。

この点、Aの受益とEの損失との間には、Cの代金不払いが介在しており、直接の因果関係があるとは言い難いが、社会通念上の因果関係は認められるとして、法律上の原因の有無を検討することが最大の争点となる。

ここで、Aが対価関係なしに利益を受けたといえるのかどうかを当てはめられるかは、かなり難解である。判例の事案のように、Aが権利金等の受領を免除していたり、過去問のように賃料を安く設定していればわかりやすいが、そもそも、A・C間に契約関係が存在しない。そこで、契約関係になくても、債権債務関係が生じる場合として、占有者の費用償還請求(196条)、事務管理(697条以下)が考えられる。そうすると、本問甲の再塗装費用は有益な費用または債務と考えられるため、実際にCが費用を支出したかどうかに関わらず、Aはその対価を支払うべき立場にあることになる。よって、Aは法律上の原因のない利益を受けていないと結論づけるのが妥当である。

■令和6年度 論文式試験 模範答案例（民法）

1. [設問1] について
(1) Cの請求の当否
(i) Cは、Dから甲を借りているため、Aに甲を返還する必要はないと主張しているが、この主張が認められるか。
Cは、2024年6月1日、Bとの間で、甲につき期間を6か月とする使用貸借契約（593条）を締結している。そして、Bは、甲をCに貸与したままでDに譲渡し、Cに対して、以後、Dのために甲を占有し、使用貸借契約の期間が満了する2024年12月1日に甲をDに返却するよう指示し、Dもこれを了承している（指図による占有移転、184条）から、B・C間の使用貸借契約は、C・D間に承継されているといえる。よって、Dに甲の所有権が認められれば、Cの主張は認められる。
(ii) では、Dは甲の所有権を取得しているか。
Dは、Bから代物弁済（482条）として甲を譲り受けているが、Bは、空き地に放置されていた甲を発見し、持ち帰った者にすぎず、甲の所有権を有していない。よって、Dは、甲の所有権をBから承継取得していない。
しかし、Dは、Bの虚偽の説明を信じて甲を譲り受けたことから、即時取得（192条）により、甲の所有権を原始取得できないかが問題となる。
この点、Dは、「動産」である甲を、無権利者であるBから有効な「取引行為」によって、「平穩に、かつ公然と」譲り受けている。また、Dは、Bの虚偽の説明を信じ、甲には所有者を示すものはなく、他に不審な点もなかったことからすれば、「善意であり、かつ、過失がない」といえる。そこで、指図による占有移転で甲の

引渡しを受けていることが「占有を始めた」といえるかが問題となる。
思うに、占有の取得を即時取得の要件とした趣旨は、外部から認識できるような占有移転を求めることにより、真の権利者の静的安全の保護を図ることにある。とすれば、指図による占有移転は、譲渡人から占有代理人に対する命令が必要であり、その占有移転を外部から認識することが可能である。したがって、指図による占有移転でも、「占有を始めた」といえると解する。
よって、Dは、甲の占有を取得しているため、192条の要件を満たし、甲を原始取得するから、Cの主張は、この時点では認められる。
(2) Aによる返還請求の可否
これに対して、Aは、甲は2024年5月3日に盗難にあった「盗品」であり、現時点(2024年9月9日)では、盗難時から2年を経過していないことから、甲の回復を請求できる(193条)。
この点、同条は、盗品・遺失物のような原権利者の帰責性が小さい態様で占有を離れた場合に、即時取得の例外を認め、原権利者による回復請求を認めた規定であるから、回復請求期間である2年間は、即時取得が否定され、原権利者に物の所有権が帰属すると解する。
以上から、Aが甲の回復を請求し、これが認められると、甲の所有権はAに帰属することになるから、Cの上記(i)(ii)の主張は認められず、Aは、甲の所有権に基づいて、甲の返還を請求することができる。
2. [設問2] について

<p>EのAに対する再塗装代金相当額の支払請求は、不当利得返還請求（703条）に基づく</p>
<p>ものと考えられる。</p>
<p>この点、不当利得が成立するためには、①他人の財産または労務によって利益を受けた</p>
<p>こと（受益）、②そのために他人に損失を与えたこと（損失）、③受益と損失との間に因果</p>
<p>関係があること、④利得に法律上の原因がないこと、が必要である。</p>
<p>本問では、市場価格10万円であった甲が、再塗装の結果、市場価格が20万円になって</p>
<p>おり、甲の返還を受けたAは利益を受けている（①）。他方で、Eには、再塗装代金に相</p>
<p>当する損失がある（②）。そして、Aの受益とEの損失との間には、Cの再塗装代金不払</p>
<p>いという事実が存在するものの、不当利得制度の趣旨である公平の観点から、受益と損失</p>
<p>との間の因果関係は、社会通念上、ある者の損失においてある者が利益を受けている関係</p>
<p>があれば足りると解する。したがって、社会通念上、Aの利益はEの損失に基づくものと</p>
<p>いえることから、因果関係も認められる（③）。</p>
<p>では、Aは④法律上の原因なく利益を受けたといえるか。</p>
<p>思うに、公平の観点から、法律上の原因がないとは、受益者がその利益を保有する実質</p>
<p>的な理由がないことをいうところ、物の所有者が、何らかの形で、利益に相応する出捐な</p>
<p>いし負担をしたときに、その利益を不当利得として返還請求できるとすると、所有者に二</p>
<p>重の負担を強いる結果となる。</p>
<p>したがって、所有者が、第三者との関係を全体としてみて、対価関係なしに利益を受け</p>
<p>た場合のみ、法律上の原因がないものといえると解する。</p>
<p>本問でこれを見ると、再塗装費用は甲の改良のための費用であり、その価格の増加が現</p>

